

連携協定の具体的内容について

連携協定第2条に定める連携協力事項について、想定されうる取組事例としては、おおむね以下のとおりですが、最終的には同協定第3条に定める個別協議において、具体的な取組内容を協議し合意することにより、連携協力の取組みを実施することになります。

(1)新たなスポーツ文化の確立及びスポーツを活かした地域活性化に関すること

- ①スポーツ等の地域イベントの開催に関する協働
- ②少年・少女・親子スポーツ教室の開催に関する協働
- ③生涯スポーツの機会提供（スポーツ大会・高齢者体力づくり支援・講演会等）に関する協働

(2)スポーツを支える人財の育成に関すること

- ①プロスポーツ選手・スタッフの人財育成支援及びセカンドキャリア形成支援に関する協働
- ②本学への講師派遣による教育支援及び公開講座・寄付講座の開設等に関する協働
- ③学生インターンシップの受け入れに関する協働

(3)持続可能な事業・産業として発展させるスポーツマネジメントに関すること

- ①地域スポーツ経営の栃木モデルに関する企画・開発・実施等に関する協働
- ②観光や食等との異分野交流事業の推進に関する協働

(4)施設及び人的資源の相互利用に関すること

- ①貴社スポーツチームに対する本学施設の一定条件における無償貸与
- ②貴社に対する本学学生ボランティアの派遣
- ③貴社スポーツチームによる本学学生等に対するスポーツ指導

(5)本学調査研究活動への協力及び共同調査研究の推進に関すること

- ①本学が行う調査研究活動に対する貴社の協力
- ②貴社と本学の共同による調査研究活動の推進

(6)その他本協定の趣旨に基づく事業の実施に関すること

- ①貴社スポーツチームを応援する横断幕・のぼり旗・ポスター等の学内における掲示
- ②貴社スポーツチーム主催ホームゲーム会場における本学横断幕等の掲示
- ③貴社スポーツチームに係る試合観戦チケット及びグッズの学内販売
- ④貴社スポーツチームファンクラブに対する支援
- ⑤本学施設の共同使用に伴う共同整備の検討